第2章 "雇用分野"での改革提言 (案)とその基本的考え方

はじめに

本プロジェクトは、人間的な労働と生活の 新たな構築をめざす課題の検討のために大きな 柱として雇用と社会保障を立てた。この2つの 問題が労働者・国民のしごとや生活に持つ意味 が大きいからである。今日の社会では価値を作 る労働の多くは雇用という形をとり、そのあり 方が社会の基本的な仕組みをも性格づけるもの となっている。また、社会保障は価値の再配分 に関わり、価値の最終的な配分のあり方を決め、 労働者・国民の仕事や生活を経済的に規定する ものとして重要な役割を担っている。雇用と 社会保障はそれぞれ異なった機能を果たしつつ、 相互に関連し国民生活の基盤として欠かせない 役割を果たしているものと考えることができよ う。

ここでは、社会保障との関連を念頭に置きつ つ、雇用分野の改革課題に焦点を当て、その改 革方向について述べることにしたい。

今日、多くの労働者は雇用され労働し、雇用 されることによって生活資料を得ている。その ため雇用機会は、労働者にとっては生活の基本 に直接かかわる重要問題になっている。にもか かわらず、雇用がいつも安定的に保障されてい ないどころか、保障されないことさえしばしば 普通のこととして起こっている。そのため、労 働者は低水準の生活に甘んじなければならない だけでなく、その生活を維持することもままな らない状況に置かれている。そのため雇用条件 の良くない仕事でも働かなければならない状況 に追い込まれる結果となる。不安定な生活とよ り不利な雇用条件のスパイラルな関係は近年さ らに深まる傾向がある。その原因が新自由主義 的政策にあることは、労働総研のこれまでの研 究でも明らかになっている(「新自由主義的展 開に対する対抗軸としての労働政策研究プロ ジェクト報告」『季刊労働総研クォータリー』 No 70~72、2008年5、9月、2009年1月)。 このような新自由主義的政策に対抗して、人間 的な労働を確立する方向を検討し、それに必要 な施策の骨格を解明し、それによって労働運動 に寄与することをここでの目標としている。

1 人間的な労働と生活確立の意義

新自由主義的政策で雇用の破壊がここまで すすんだのは、グローバル競争をめざす大企業 が人間的な労働による価値創造の面を軽視して、 企業利益の極大化をひたすら求めたことによっ ている。内部留保を増やし株主への配当を優先 する一方、労働者には低賃金・長時間働かせる 政策をとったためである。このまますすめば、 労働力の再生産そのものが不可能になり、やが て企業利潤の源泉自体が枯れることが危惧され るようになった。このような極端な雇用の劣化 を押しとどめ、新しい改革の方向をあきらかに しなければならない事態になっている。

しかし、雇用の劣化を押しとどめ、はね返す のは労働者である。なぜなら雇用の劣化で最初 に重い犠牲をこうむるのは労働者だからである。 しかし、労働者がそうするのは労働者のためだ けではない。企業の安定的で持続的な発展のた めにも、社会の長期的な発展のためにも雇用の 劣化は押しとどめられなければならないのであ る。グローバルな市場競争に目を奪われた大企 業経営者は、雇用劣化の結果がどこに行き着く かに気付かないか、気が付かない振りをしてい るのである。もはや社会の長期的な発展には責 任を取ろうとしていないと言わざるをえない。 そのようななかで人間的な労働構築の課題はと もかく労働者を中心とした国民がその実現を担 わなければならないものになっており、社会の 長期的な発展を真剣に考えるすべての人に共通 する課題として実現すべきものとなっている。

2 人間的な労働と生活の確立に必要 なもの

本プロジェクトは、雇用改革について4つの 作業部会を設置している。それらは(1)雇用 政策、(2)賃金政策、(3)労働時間政策、(4) 心身の健康である。それぞれの作業部会の研究 成果は、本章の後にあるので、詳しい叙述はそ れに任せることとし、ここではそれぞれの分野 に共通し、それらを貫くもの、それらを超え全 体にかかわるものについて述べる。

人間的な労働とは何かというと、「労働とは、 生産しようとするモノが、あらかじめ頭の中で 描かれていて、そこへ向けて肉体的・精神的な 力を発揮し、生産物に仕上げていく行為である」 (牧野富夫『「つつましくとも安心してくらせる 社会」をつくろう――労働と生活の破壊に抗し て――』『月刊全労連』2011年10月号)。しかし、 資本主義的な生産としておこなわれる労働は、 資本・賃労働関係のもとで雇用の形をとってお こなわれる。この雇用は労働者の生活のあり方 を決定づける性格をもつものとなる。労働者の 生涯が安定したものであるためには雇用の安定 は欠かせない。そうした観点からすれば、雇用 の原則は正規雇用(期間の定めのない雇用)で なければならない。非正規雇用は本来あくまで も一時的・臨時的なものに限られるべきであり、 通常的なものではない。正規雇用の下で、労働 者は生涯を見通すことのできる長期で安定的な 生活を送る可能性をえることができるのである。 正規雇用が原則であるということは、非正規雇 用であるからといってその労働者の生活が不安 定であっていいことを意味しない。非正規雇用 であることを理由に労働条件上不利に扱われる ことがあってはならないのである。

ところが、実際には非正規を理由に労働者は 多くの権利を制限され、保護から外されて不安 定な生活を強いられているのが現実である。む しろ差別的な扱いをするために雇用形態に差を 設けているのが実際の姿となっている。このよ うな事態は解消されなければならない。

3 目標とする雇用条件の基本

人間的な労働を実現するために必要な雇用条 件は、基本的にどのようなものを備えていなけ ればならないのであろうか。

労働力販売の対価である賃金は、それによっ て労働者の生活を維持されるものとなっている。 労働者個人の肉体的な再生産を保障するもので なければならないが、それだけでは十分ではな い。「社会的な再生を可能とする賃金」でなけ ればならないのである。つまり、世代の再生産 を可能にする経済的条件を保障するものでなけ ればならないのである。つまり労働者には自身 が生きるだけなく、結婚し、子どもを産み育て、 後継者を作っていくことができる経済的な条件 が整っていなければならない。これにより少子 化を防止し、社会の正常な発展の基盤を作って いくことが可能となるのである。

人間的な労働の再生にとって、再生産の中 味は単に肉体的な再生産だけでは不十分である。 精神的な再生産もまた保障されなければならな い。新たな技術や技能を習得し、十分な休養も 保障され、さらには文化的な教養を身につけ、 生産した物や提供したサービスの行方を適正に 評価できる鑑識眼がなければならない。そのよ うな能力を養うための物質的、時間的な余裕が 労働者に保障されることが必要なのである。

物質的な保障の中心となる十分な賃金獲得 の問題は、労働時間の問題と表裏の関係にある。 社会的な再生を可能にするだけの賃金を得て も、そのために生活時間の大部分を労働時間に 提供してしまい、睡眠などの休息の時間が削ら れ、娯楽の時間や文化的な教養の時間などをす べて失ってしまえば、人間的な再生の条件がそ こから失われてしまうこととなる。1日拘束8 時間労働、週休2日制、時間外割増50%、深夜 割増100%などの要求はそうした精神的な再生 産に必要な生活時間を考慮してのことである。

もちろん、これらの条件は職場の安全衛生の 保障を前提にしてのことである。労働者が1日 のうち多くの時間を費やす職場の安全衛生は健 全な身体の維持に決定的なものとなる。職場環 境は身体的なものだけでなく、精神的なものに ついて十分配慮されなければならない。職場の 安全衛生は経営者の責任で働く者の事情を十分 に配慮して、常に維持されなければならない。

4 雇用条件の中心的な部分

労働条件の決定が労使対等の交渉で決定さ れ、労使双方にとって公正に決められたとして も、経営者は交渉で決定された事項の実施につ いて、なお決定的な権限を握っている。職場に おける作業量とそれに対応する従業員数を決め る権限は経営者側にある。この作業量と従業員 数の関係を適切な比率に維持することがなけれ ば、労働時間や週休、残業時間や有給休暇など についての規定は、生産現場から労働者の側か ら空洞化されてしまう可能性がある。そうなら ないために作業量に対して十分な従業員数が確 保されなければならない。これについては雇用 の量の問題と質の問題がある。

(1) 雇用の量の確保

雇用の量を決める役割は、原則としては経営 者の責任であるが、労働現場の労働者はそれぞ れの職場に必要な労働者の数については一番良 く知っている関係にある。その労働者が経営者 に労働者の増員を要求することは当然である。

職場の労働状況を改善するために、労働者の 意見を経営に反映していくことは職場の民主主 義の問題として充実させるべきことである。こ れらの個々の労働現場から意見を労働組合が集 約して労使交渉の場で要求することは当然おこ なわれなければならないことである。

つまり要員闘争と言われてきたものの重要性 をあらためて明確に位置づけることが肝心なこ とではないかと思われる。この点が明確にされ ないと、労働時間について実現した要求が、労 働者の事情によって空洞化されてしまうおそれ が出てくるのである。「人手が少なすぎる」の で残業をする、有給休暇をとらないという声が 職場から出てくるという事態に陥ってしまうの である。要員闘争の重要性がここであらためて 確認されなければならないであろう。

(2) 雇用の質の確保

雇用の量の問題は、当然のことながら雇用の 質の問題と関連する。人間的労働の確立という 観点からすれば、要員確保の問題はただ頭数を 揃えればよいという問題ではすまされない。

それぞれの職場に適合し、職務の意味につ いて精通した人員が確保されなければならない。 もし、そうでなければ有給休暇をとって職場に もどった時には、その間に受け付けた電話メモ の山をみることになるであろう。これでは折角 の長い休暇を取った意味はマイナスになってし まうことは明白である。代替できる要員の確保 があって長期の休暇も有意義な意味を持ちえる のである。

このように雇用には量だけでなく、質の問題 がある。それぞれの職場に適した人材を適切な 比率で当該の職場に余裕をもって配置しなけれ ばならないのである。人材の細かな部分にここ では立ち入ることはできないが、ここでは大き く異なる質を持った労働として男女の問題と公 務の問題にだけ触れておくこととする。

1) ジェンダー平等による人間的労働の実現

男性と女性では仕事で発揮する労働の性格に それぞれ独特なものを持っている。おそらくそ れは、女性が出産をし、男性がそれをしないと いうところに根ざしたものであろうと思われる が(深い分析はここではできない)、男性・女性 それぞれが持っている特性を仕事の場で発揮し あうということが人間的な労働としては必要な のである。そうしたそれぞれの特性を十全に発 揮できるようにするために男女平等は仕事の現 場でもまた発揮されなければならないのである。

戦後日本の経緯を見ると、母性保護規定の廃 止が先行して女性の職場進出が進んできている。 これは本当の意味の男女平等ではない。女性に 固有の出産と、そこから生まれる育児によるハ ンディをすべて女性に押し付け、男性からは育 児の権利を奪って働かせ、その男性に対して女 性も同じように働くことを強制するものでしか ないのである。そのような関係でなく、子ども を育てるということは男性も女性も同じ社会的 な責任でおこなうことを前提に、職場で男女が 対等の立場で働くことが重要なことになってい るのである。そのようにして男性、女性それぞ れの持つ特性を仕事に生かしていくことが人間 的な労働の本当の意味での確立につながるもの なのである。

2)公務・公共労働の良さを発揮する 人間的な労働

今日の社会において民間経営部門での労働者 が圧倒的な多数であることは、今さら言うまで もない。民間経営部門は利潤動機で運営されて いるなか、公務・公共労働は利潤動機にもとづ かない「全体の奉仕者」としての活動が期待さ れている部門である。このような民営部門とは 異なる機能を持つ労働の果たす役割は貴重であ る。公務・公共部門労働は利潤動機でないが故に、 国民の福祉や社会保障、医療、教育など国民生 活の安全・安心を直接担う労働者として果たす 役割を担っている。また、民間部門が当面の利 益に重きを置いた動きをするのに対し、民間部 門ではできないような、長期的には社会全体の 利益につながる大規模な研究をおこなうような 役割を果たし、社会の調和ある発展に役に立つ 働きをしている。

この民間部門とは異なる機能をもった公共部 門の労働者が一定比率存在することによって社 会全体の調和が実現されるので、一定比率の公 的部門の労働者の存在は貴重な意味をもってい ると言えよう。

このように単に雇用の量の確保というだけで なく、それぞれ独自な特性を持った雇用をそれ ぞれが必要とされる部面での必要に応じて確保 することが必要であるといえよう。

5 雇用条件はどのようにして実現 されるべきか

(1) 労使対等な交渉による実現

雇用条件は、労使対等の交渉によって決めら れなければならないであろう。その交渉の一方 に立つのは当然労働者である。労働力の販売に ついては労働者が一方の当事者であり、労働の 現場や生活の場面についてすべて他のだれより も熟知しているので、要求内容について間違い のない要求と根拠をもって、その実現を望む立 場に立つことができるからである。労使は形式 的に対等であるといっても、生産設備を所有し、 **賃金の基金を運営している経営者に対して、基** 本的には無産の労働者が対等の交渉力を発揮で きるのは労働者の団結があるからである。労働 者が個々バラバラのままで対等にはなることは 不可能である。対等には多くの困難が伴う。こ の困難を克服し、実質対等な立場を保障するの が労働者の団結権なのである。労働者の団結権 は憲法でも保障されたものであり、これを活か して経営者と対等に交渉し、より良い労働条件 を獲得することが必要となる。

労働者が団結し対等な交渉条件を得ることに ついて、新自由主義的な政策の立場から「個人 責任」や「自己責任」論が吹聴され、労働者を バラバラにしてその交渉力を無力化する試みが ある。「自己責任」論については、労働者の要 求実現の中心部の解体を図るものとして、その 問題点を明らかにしていかなければならない。

労働者が団結して交渉力を発揮するとしても、 現実には労働者のすべてが団結し、交渉する条 件を獲得しているわけではない。団結もできず、 交渉さえもできない労働者のほうが圧倒的に多 いのが現実である。そのような現実を踏まえて、 団結して交渉する条件を維持している労働者は、 その条件を得ていない労働者をも視野に入れて 交渉する必要がある。現実には労働条件の厳し い労働者ほど組織化から離れた位置にあるので、 そうした厳しい状況を踏まえて労働条件を交渉 し、交渉できない労働者の要求を背景にして交 渉をしなければならないであろう。

民間部門では、春闘の持っていた「相場形成 能力」の復活が課題になるであろう。地域春闘 では、地域の中小企業や未組織の労働者の労働 条件獲得を実現していく課題がある。

公共部門では公務員賃金が「標準賃金のモデ ル水準」であったことを意識することが重要で あり、自治体発注の業務請負企業やそこでの労 働者の労働条件についても視野を広げることが 要請されている。

(2) すべての労働者・勤労者を視野に 入れた要求の実現

組織された労働者は、自らの労働条件はも とより、すべての労働者を視野に入れて交渉を 進めることが要請されているのである。このよ うにしてもなお、とり残された労働者が生まれ る。それどころか、とり残された労働者のほう が多いのが現実である。それゆえに全国どこで もそれ以下の状態がないという状態を法的・制 度的な網を掛けて実現していかなければならな い。ナショナル・ミニマムの確立が不可欠のも のとなるのである。賃金については全国一律最

14

低賃金制がそのようなものになる可能性を持っ たものとして注目されている。その他、監督行 政の強化によって最低限以下の労働条件を法的 に罰することで最低限の労働条件を確保してい かなければならないであろう。

実現された要求は、常に労働現場で点検され 評価され、改善・向上させていかなければなら ないであろう。労働安全衛生などについては、安 全衛生の専門家が職場に配置されなければなら ないし、それらの専門家と労働組合が加わった 安全衛生委員会を設立するとか、常時、現場を 監督し、問題点の摘出、改善施策を提起する常 時開設されている機関を作ることも必要となる。

6 人間的な労働による雇用実現の 可能性

人間的な労働と生活の実現は、夢の先の先と いう実感をもつかもしれない。そう感じるのは、 大企業の職場を見ていることから出てくる感想 である。少し見る角度をかえれば、必ずしもそ うではないことに気付くであろう。「正しい」 経営をしている企業に焦点を当ててみる必要が ある。「正しさ」の基準は「会社にかかわる『5人』 を重視する経営」である。それらは、社員とそ の家族、外注先・下請け企業、地域社会、最後 に株主。この優先順位にこそ意味がある、と強 調するのは法政大学大学院教授の坂本光司氏で ある (「朝日新聞 be on Saturday」 2012 年 3月31日)。「社員を大切にしている会社はど こでも好業績です。私が語っていることは、理 想でも理論でもない。この目で見てきた現実な のです」と坂本氏は語っている。

これらの企業は大企業のコストダウン圧迫の 下で苦しむ企業であったが、リーマンショック、 東北大震災そしてタイの洪水と次々と押し寄せ る危機を、正規従業員については一人も減らす ことなく乗り切ってきたという。これらの企業 がそうしたのは、社長が「お人良し」であった からそうしたわけではない。厳しい経営環境の もとで、これまで長年にわたって蓄積してきた 技術・技能を捨てるようなことがあっては企業 の生き残りは図れないという切迫した問題意識 に支えられているのである。

最後に、今年おこなわれたフランス大統領選 挙で勝利した社会党のフランソワ・オランド氏 の選挙政策を見てみよう。彼が考案した雇用政 策は「世代契約」という新しい雇用政策である。 この政策は、30歳未満の若年者1人を無期限契 約で雇用する一方で、1人の55歳以上の従業 員を定年まで雇い続けることを条件に、両労働 者の雇用にかかわる社会保険料を3年間にわた り減免する制度である(五十畑浩平「フランス・ 社会党新政権の『世代契約』政策の可能性と課 題」『中央大学経済学論纂』刊行予定)。この構 想の中心は人材育成や後継者育成にあるとされ ている。この構想自体は選挙政策であり、その 具体化は今後の問題である。しかし、技能後継 者の問題を選挙政策に掲げ、それが国民的な支 持を得たという事実は間違いのないことである。

この政策の具体化については今後紆余曲折が 予想されるが、フランスでも後継者育成や技能 継承が国民的な課題になっていること、そして 若年者の雇用対策と熟年層の雇用とを敵対的な 関係と見ないで、セットとして解決しようとす るところに日本の雇用政策とは根本的に対照す るものを読み取ることができるであろう。

これらの事実から、人間的な労働確立の方向 が現実のものとなってきていることが認められ よう。

15

第1節 雇用提言(案)

ーだれもが安心して働ける雇用実現への道

はじめに

今日の雇用状況を考えた時、現状を放置する ことは決して許されない事態となっている。つ まり、労働者の雇用問題にとどまらず、家族を 含めた労働者の再生産、そして日本社会の根本 的な社会のあり方の再生産が危機に瀕している のである。雇用を今のままにすることはできな いというのが、国民大多数の声になっている。

若年労働者の問題は今日、日本社会の根本的 な危機を典型的にあらわしている。若年労働者 の抱えている問題は直接、若年労働者のしごと と生活の問題に関わっている。その解決は一刻 の猶予も許さぬ問題となっている。しかし、こ の問題は若年労働者の問題に留まるだけのもの ではない。

若年労働者の問題は広く日本の労働者、国民 全体の問題とかかわり、これを放置すれば、大 多数の国民のしごとと生活に取り返しのつかな い深刻な問題をもたらすものとなっている。若 年労働者の問題は全国民が自らの問題として、 社会のあり方を大きく変える仕事の一環として 取り組むべきものとなっているといえよう。

1 放置できない若年労働者の雇用状況

若年労働者の雇用状況は、非常に深刻な状 態である。職業人、労働者として社会に参加し たはじめから、雇用が安定した「正社員」の職 でなく、低賃金などで不安定な「非正規社員」、 いわゆる「フリーター」などとして、若者の多 くは労働市場に参加する。たとえ、「正社員」 になれたとしても長時間労働や非正規雇用と同 水準の低賃金に苦しめられる。いわゆる「名ば かり正社員」や「ブラック企業」の問題である。 そして、これらの問題は若者の早期離職となり、 若者自身が離職の原因を「自己責任」と自らの 内面に求める傾向も見逃せない流れになってい る。

若年雇用の不安定化は、民主主義社会の一員 として、社会の担い手として成長する経済的基 盤を若者から奪い取ることになる。そして、恋 人と出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを産 むという人間としてごく当たり前な将来設計さ え不透明な状況にしているのである。

このような若年労働者が累積され、層をなし て、高齢化するようになれば、それは若年労働 者だけの問題でなくなり、社会全体の存続自体 も危うい状態に追い込むことともなってきてい るのである。

この問題が放置できない問題であるのは、そ れが若年労働者自身の問題としてあるだけで なく、大きく今日の社会の存続そのものにかか わる問題だからである。まともな労働条件で働 く労働者を前提に社会保障制度は作られている。 若年労働者の雇用の不安定化はこの社会保障制 度の制度的基盤さえ、掘り崩すことになる。従っ て、若年労働者の問題は、若年労働者を救うと いう問題にとどまるものでなく、広く社会全体 が自らの寄って立つ基盤を守る問題として総力 を上げて取り組むべき性格を持っている。若年 者を窮状から引き上げる課題は、社会そのもの の問題となっているのである。 このような若年労働者の問題を切り口にして、 雇用破壊の現実から人間的な労働の確立へ向け てどのような道を切り開いていくべきかを解き 明かすことを雇用作業部会の課題としたのであ る。

労働者・国民の生活や仕事や生活の基盤が 危機的状況になっているにもかかわらず、より いっそうそのような状況に拍車をかけようとす る人々もいる。どう考えても生活できない賃金、 どう考えても身体や精神の正常を保てない労働 時間などが大企業で平然と横行するようになっ てきている。このことに異議を唱えれば、解雇 など不利な状況に追い込まれたり、身体的、精 神的に耐えられない状態に追い込まれたりする こともある。それだけではなく労働者・国民の 生活破壊・雇用破壊がごく一部の者の利益のた めに正当化されることが平然とおこなわれるよ うになってきている。政府、裁判所そしてマス メディアまでがそれを擁護し、正当化するまで に今日いたっているのである。

このような事態にいたっては、長期的展望 に立ち、より大胆な問題提起が必要ではないか と考えることとなった。このような見地に立ち、 まともな雇用社会を新たに確立する目標の時期 を21世紀第1四半期、2025年に設定した。

また、課題の立て方については、現状の大胆 な変革を提起する必要からバックキャスト方式 によることとした次第である。

2 戦後労働法制の原点と新自由主義 的規制緩和

今日の雇用破壊の正体を知るために、その始 まりの時期を確定することが重要である。第2 次世界大戦が終わり、戦後の新しい社会を開始 する時、国民には明るい未来が約束されていた のである。それを保障するものが一連の戦後立 法であった。その中心になる日本国憲法には労 働者保護の基本的な条項が盛り込まれていたの である。

第13条は、すべての基本的人権の基底とな る価値として、「人間の尊重」を保障している。

第27条は、働きがいがあり、正当な報酬を 伴う、人間の尊厳に値する労働権を権利として 保障している。

第28条は、事実上従属的な立場にある労働 者に、団結して使用者との団体交渉をおこない、 労働・経済条件の決定に関与することで、人間 の尊厳の集団的次元での回復を保障するものと して、団結権、団体交渉権、団体行動権を保障 している。

これら憲法の条文で保障されている項目はそ れだけでなく、それぞれ関連する法律によって 内容が詳細に規定されている。

第13条の規定は労働基準法1条で、第27 条は労働基準法、労働安全衛生法、職業安定 法、最低賃金法などの労働者保護法で規定され、 労働基準監督制度が違反を取り締まる仕組みに なっている。第28条は労働組合法などの集団 的労働関係法で具体的に規定されている。

このように、単に憲法の条文だけでなく、そ れをそれぞれに対応する法律で具体的に補充し、 補佐する体系として労働者保護の体系が整備さ れていた。これらの労働者保護の体制の要の役 を果たす考え方が、①直接雇用の原則、②解雇 権濫用法理になっているのである。

このような労働者保護体系の破壊が1980年 代後半から始まった。1985年の労働者派遣法 の成立で直接雇用の原則の崩壊が開始され、同 年の男女雇用機会均等法の制定で女性保護規定 が取り除かれ、際限のない長時間労働へ女性を 研究所プロジェクト「人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」報告書

はじめ全労働者を突き落とす突破口が開かれ た。さらに1987年からは変形労働時間制、裁 量労働制、フレックスタイム制など1日8時間 労働の原則が空洞化され、長時間・過密労働の 強要につながり、サービス残業や過労死、メン タルヘルスの悪化などを深刻なものにすること となった。

この動きは、さらに 90 年代に入り加速され、 97 年の労働基準法「改正」で女性の保護規制 が撤廃され、時間外・休日労働、深夜労働にも 女性労働者も働かされることとなった。これに よって大多数の女性労働者は退職するか、非正 規雇用になることを余儀なくされ、正規の非正 規化が押し進められた。98 年には有期雇用の上 限が撤廃され、同年、企画立案業務に裁量労働 制が導入され、これが 03 年には本社以外にも 導入されることとなった。99 年には派遣事業の 対象業務の原則自由化(ネガティブリスト方式 の採用)、03 年には製造業派遣が解禁され、こ れにより派遣労働者保護のための規制はほとん どとりはらわれた。

このように進められた労働法制の「改正」は、 偶然一つひとつバラバラにおこなわれたもので はなく、一定の方向に向けて長期の意図をもっ て意識的に進められたものであった。それは憲 法で保障された労働者保護について、憲法を改 正することなく、空洞化させるものにほかなら ない。これに対して、労働者は出てきた問題の 一つひとつに対応し、運動の形態もいろいろ工 夫して、これまでにはない新しいものを作りだ しながら反対運動を展開してきた。裁判闘争で もサービス残業や偽装請負の問題などで是正を 勝ち取る成果を上げてきている。

松下 PDP 事件の高裁判決では、松下 PDP の 違法性を認め、派遣先である松下 PDP の雇用 責任を認めたことが画期的であった。しかし、 09年の最高裁判決では一転して、松下 PDP の 雇用責任を否定し、雇い止めを認めた不当判決 であった。この判決以後、「派遣切り」で争わ れた裁判すべてで、労働者側が敗北しており、 「派遣切り」を合法化する判決となったのであ る。さらに JAL 裁判においても整理解雇の4条 件を無視した解雇を認める地裁判決が出された 後、新規採用が再開されるなど解雇権濫用法理 が裁判所によって骨抜きにされた。戦後日本社 会の根幹であった雇用の安定性を次々に脅かす 司法判断がくだされている。

これまでの動きを見ると、長期にわたり一定 の方向に向けた動きがあることがわかる。この 背景には新自由主義的な政策があることは間違 いなく、それは日本だけのものではない。アメ リカ、イギリスなどの先進国、南米や東欧、ア ジアなど世界各地に広がる動きと連動したもの である。直接雇用の原則、解雇権濫用法理の再 確立がますます焦眉の課題となっているのであ る。

3 人間的労働の良さが発揮できる 安心社会への道

1980年代以後進められてきた雇用破壊は、 新自由主義的政策と関わっていることが明らか となった。この新自由主義的政策と人間的労働 の確立は両立不可能である。新自由主義的政策 は、「小さな政府」、「規制緩和」、「市場原理」、「民 営化」などのアメリカンスタンダードをグロー バル化して世界に強要するものだからである。 一人ひとりでは弱い労働者・国民をバラバラに し、市場競争の真っ只中に投げ込み、労働者を 保護していた制度をはぎ取り、労働者・国民が つくり出した富をごく一部の富裕者にささげさ せるシステムが新自由主義的な政策なのである。 だからこの政策との決別が人間的な労働の確立 に欠かせないものとなる。それならば、新自由 主義的政策と別れてどのような社会をつくるこ とができるのか、その社会ではどのようにして、 人間的な労働の確立ができるのかを示さなけれ ばならないであろう。

労働者・国民の生活水準の引き上げ、国内市 場を広く深いものにしていくことがまず、必要 である。そして、国内市場をめざして多くの企 業が生活の質を高めるための商品の販売や、安 心した生活を過ごすためのサービスの提供での 競争を展開することとなる。ここでは低価格と いうよりは、生活の必要にピッタリと当ては まった、それぞれの個性や地域の特性に対応し、 それぞれに適合している物の生産やサービスの 充実が必要となる。

このような必要を満たすことができる労働は、 どのようなものであろうか。その労働は、それ ぞれの労働者・国民が必要としているものが何 であるかを正確に把握し、把握するだけでなく、 予測もしてその必要に適合する商品やサービス がどのようなものであるかを理解し、そのため にどのようなものを作り、提供していくかを考 えていけるような労働でなければならないので ある。このようにして商品・サービスを提供で きる労働こそが人間的な労働そのものである。

人間的な労働とは、作業を正確に成し遂げる だけでなく、自分の作ったものや提供するサー ビスが、どこで、どのように役立っているかを 理解していなければならない。一人ひとりの労 働者がそのような能力を発揮するためには、労 働者の肉体的な再生産はもとより、精神的な再 生産をも十分に保障されなければならない。健 康な身体と豊かな感受性を持った心の再生産が 必要となる。労働者はただ働くだけでなく、新 たな技術や技能を身につけることが必要であり、 十分な休息も確保されなければならない。さら に文化的な教養を身につける時間と物質的なゆ とりが保たれなければならないであろう。

このためには需要の方向転換が必要で、海 外から国内へ重点を移し、国民生活の豊かさを 目標にした生産に重きを置くことが必要である。 目標を国民生活に合わせることにより安定した 市場を実現し、市場が安定しているために長期 の見通しを立て、時間をかけた技術の向上が可 能となり、その技術を基盤に大胆な投資も可能 になってくる。生活の質の向上と技術の向上の 相乗効果によって経済発展を実現していくこと ができるようになる。このような生活一技術一 投資の循環を見通し、技術の担い手である労働 者を長期に育成していく企業に成長のチャンス が与えられる社会の実現が可能となる。

このような好循環の社会をささえることがで きるのが、人間的な労働の確立に必要な基本的 な4つの柱が必要となる。1)正規雇用が当た り前の社会であること、2)非正規労働者と失 業者の生活と働く権利が保障される社会である こと、3)ジェンダー平等の原則が確立されて いること、4)公務・公共労働の役割が発揮さ れる労働社会になっていること、などである。

4 われわれの雇用提言・政策の ポイント

4つの柱にもとづく雇用安定 の社会実現へ

- 【第1の柱】正規雇用(期間の定めのない雇用) が当たり前の労働社会
- 期間の定めのない直接雇用を大原則として、 正規雇用として働き続ける条件を確保する

ために、有期・非正規労働契約については 「臨時的・一時的な業務」に限定する「入 口規制」をおこなう。

- ② 正規雇用として働きたくても、正規雇用として働く場がないというのが現状である。 正規雇用を創出するために、不払い残業の 根絶、有給休暇の完全取得、年間総労働時 間1800時間の実現など、働くルールと労 働時間短縮によって835万人の雇用を創出 する。
- ③ 中小企業支援や自然エネルギーなど新規産 業育成によって雇用を創出する。
- ④ 電機産業などを中心に首切り・リストラが 横行している。安易な解雇・雇止めを許さ ない解雇規制法を制定する。

【第2の柱】非正規労働者・失業者の生活と権 利が保障される社会を

- ① 非正規雇用の使い捨てをやめさせ、安定雇 用を実現する。そのために、1)パート労 働法を改正し、すべてのパート労働者に均 等待遇を保障する、2)労働者派遣は「一 時的・臨時的」業務に限定し、派遣先労働 者との均等待遇原則を明記するなど、労働 者派遣法を労働者の生活と権利を守る労働 者保護法に転換する、3)有期労働契約は 期間の定めのあるものに限定するなど、労 働基準法・労働契約法を改正し、有期契約 労働のルールを整備する。
- ② 増大する失業者の生活と権利を保障するために、1)受給条件の緩和、求職者給付日数の延長など雇用保険制度の改善・充実を図る、2)無拠出の「失業扶助制度」を創設し、失業手当と生活保護との間にセイフティネットを整備する、3)生活保護制度

の制度と運用を改善し、生活保護の捕捉率 を EU 諸国並みに高める。

③ 公的就労事業の確立、ハイロード戦略にも とづく職業訓練制度の確立、失業者の再就 職支援行政の充実など、失業者の仕事確保、 就労支援を強化する。

【第3の柱】ジェンダー平等の社会を

- ① ジェンダー平等を実現するために、ILO111 号条約の批准、労働時間短縮、非正規労働 者の均等待遇、仕事と家庭生活両立のため の条件整備など、ジェンダー平等の社会を 実現するための基礎を確立する。
- ② 賃金も含めて性差別や雇用形態差別を全面 的に禁止し、均等待遇を実現するために、 「男女雇用機会均等法」を抜本改正し、実 効ある「雇用平等法」を実現する。

【第4の柱】公務・公共労働の役割が発揮され る労働社会

公務・公共労働は福祉、医療、防災、教育など、 憲法が国民に保障している労働・くらし・生命・ 人権などを守るために、住民・国民に奉仕する という他に替えられない側面を持つ労働である。 公務・公共サービスを拡充するために、①教職 員の大幅定員増、②「少子・高齢化社会」に向 けた医療・福祉分野の雇用創出、③職業訓練や 職業紹介など国民のための行政サービスの拡充 を図る、④「官製ワーキングプア」の処遇改善 を図るための公契約条例・公契約法を実現する。 ⑤公的責任で雇用量の増大を図る。

第2節 賃金政策の提言 (案)

1 改革の理念とその方向

賃金は労働者にとって、生活を支える柱であ るから主要な関心事であり、経済全体からみる と総需要を構成する最も重要な柱である。

1990年代後半以降、日本では新自由主義によ る構造改革=市場原理主義・グローバル化による 雇用破壊・社会保障の解体攻撃がおこなわれて いる。これは日本国憲法が定めた勤労権、生存権、 労働基本権、幸福追求権に対する重大な侵害で ある。これに対して本プロジェクトでは、「人間 的な労働と生活の新たな構築をめざして」を提起 した。賃金政策はこのなかで「安定した雇用」を 実現させる雇用条件の一つとして位置づけている。

賃金改革に向けた政策の方向・理念は、日本 国憲法で確立されているはずの権利を守り、活 かすことと意義づけられる。同時に ILO が掲 げる「ディーセントワーク」を目標として置き、 その4つの戦略目標(①十分な所得②労働者の 権利③社会保護④社会対話)のひとつである「十 分な所得」とその横断的目標である「男女平等」 の実現を図るものとする。

2 雇用条件としての賃金政策の課題

賃金は雇用と切っても切れない関係にある。 例えば非正規労働者の困難はその不安定な雇用 とともに、生活できない賃金水準と裏返しの関 係にある。その意味で雇用条件の第1に賃金政 策が置かれるのは当然であろう。

また、長期の賃金デフレの継続やグローバ ル化という経済環境の激変、それに関連した日 本企業のリストラの横行、賃金の継続的低下に よって、これまで正規労働者に適用されてきた 日本的雇用慣行が崩れており、若者の雇用の不 安定化の深刻さは見逃すことができない状況に なっている。新自由主義はこの現状を「勝ち組」 「負け組」と冷酷に区分けし、本人の能力不足、 努力不足など「自己責任」論を吹聴している。

日本の労働者はこのような理不尽なイデオ ロギー状況にも影響され、男女、世代を問わず 現在と将来において自分の賃金で生活できるの かという懐疑や不安を抱えている。低賃金の継 続下に置かれる若者・非正規労働者などはそも そも結婚や世帯形成について将来展望が持てず、 諦観すら抱かせる現状にある。

ここではこのような日本の労働者の意識状況 から脱却し、今日の情勢をふまえた賃金政策を 提起したい。そのさい、賃金固有の課題を取り 上げることはもちろんであるが、雇用政策、社 会保障政策、経済政策との関連についても目配 りをしておく必要がある。

ここでは次の7項目の課題を挙げる。

第1は、賃金政策と経済政策の課題、第2は、 賃金闘争の課題、第3は、賃金の制度的な「底 上げ」を図る課題として最低賃金制の抜本改革 の課題、第4は、世帯形成を促進する「社会の 再生産を可能とする賃金」の保障の課題、第5 は、男女平等・均等待遇を実現する課題、第6は、 非正規労働者の均等待遇・賃金改善の課題 第 7は労働力の世代的再生産を円滑にさせる法・制 度改革(労働力再生産費の社会化)の課題である。

(1)賃金政策と経済政策の課題

日本経済はデフレ不況にあえぎ、「デフレス

パイラル」[賃金低下→物価低下→賃金低下] への落ち込みさえ指摘される。

現在のデフレの本質は賃金が継続的に低下す ることから発生している「賃金デフレ」であり、 金融政策などでカバーできるものではない。

労働者の賃金低下、国民諸階層の所得の低下 によって、家計は貯蓄率の低下、できるかぎり 安価な商品の購入など日々の生活費の「節約」 に追われ、それらが全体としての消費購買力の 低下、国内需要の絶対的縮小をもたらし、結果 として内需関連企業の不振を呼び起こしている。

財界(日本経団連)が主張するような労働 カコストの削減や物価の下落という方策では現 在の日本経済の低迷から脱却できないどころか、 「超円高」を引き起こす原因になる。

このような情勢のなかで、当面、および 2025 年に向けて労働者がディーセント(decent: 見苦 しくない、人並みの)な労働と生活をおこなう には、賃金政策をあるべき経済政策との関係で 位置づけることである。そこでの課題は簡潔に すれば以下の2つである。

- ① 日本経済のデフレ不況からの脱却、需要不 足を解決する最も近道は、賃金水準の引き 上げであり、賃上げこそがデフレ脱却・内需 の拡大のために最重視される必要がある。(そ の具体化は次の「賃金闘争の課題」に掲げる)
- ② 内需の縮小・デフレ不況の背景には、富の社 会的な不均衡=大企業・多国籍企業による利 潤の独占がある。現行の大企業・多国籍企 業の総額人件費抑制政策に反対し、「企業の 社会的責任」を果たさせるためにも、膨大な 内部留保の還元を賃金、最低賃金の引き上 げ、中小・下請け関連企業との公正取引、税制、 社会保障などによる政府移転所得の活用な ど、さまざまな手段で追求することである。

- (2) 賃金闘争の課題
- 1) 民間部門
- 団体交渉による賃上げ(ベース・アップ) を図る措置と同時に、春闘の持っていた「相 場形成能力」を復活させ、組織労働者のベー ス・アップが産業別・企業規模別を超えて 社会的に波及するシステムを再構築する課 題。現在の民間大企業、とくに金属産業の 大企業グループがおこなっているベース・ アップなしの「労使一体化」体制を世論で 包囲し、国民経済目線での行動への転換を 促す課題。
- ② 産業別統一闘争、地域春闘などにより中小 企業労働者・未組織労働者を含む新たな賃 上げ方式の構築を展望する課題
- i 法定産業別最低賃金と産業別協約最低賃金の設定、労働組合法第18条(協約の地域的拡張方式)、公契約条例による賃金規制
 (後述)などの活用。
- ii 地域春闘の取り組みにおいて、賃金交渉山場 での相互激励や情報交流、宣伝による未組 織労働者への提起の課題(「職場での賃上げ が可能となるための条件整備にかかわる要 求行動」をも含む)。具体的には、地域経済 を活性化させるための国や自治体の諸施策、 中小企業支援の諸施策、地場産業対策など。

2) 公共部門

 無原則な公務部門の賃金引き下げに反対し、 労使交渉の枠組みを、憲法で保障された労 働基本権を実現させる形で実施させる。具 体的には、現在検討されている「団体協約」 ではなく、団体行動権を保障した賃金決定 方式を確立する。

② 公務員の賃金が日本の労働者の「標準賃金

のモデル水準」であったことを再認識し、 財政再建の名による標準を崩す規制緩和に 反対し、この「標準賃金のモデル水準」を 公務だけでなく民間労働者にも適用させる。

- ③ 公務員賃金に人事査定を導入し、査定による最低ランク被評価者を意識的に拾い上げ、 選別・排除する動きに反対する。
- ④「公契約の適正化」の課題 「公契約の適正化」は現在多くの自治体の 発注に広がっている。これは建設労働者な どへの適正な賃金・労働条件の確立と地元 中小企業への優先発注という意味では②の iに挙げた地域春闘の課題である。それは 同時に、民営化・民間委託化による業務請 負労働者の賃金低下の歯止めの実現という 意味では官製ワーキング・プアの防止とい う公共部門の非正規労働者の賃金闘争の一 環でもある。公契約適正化条例をさらに広 げると同時に、国の公契約法制定を展望す ることが課題となっている。

(3) 最低賃金制の抜本改革の課題

1) ナショナルミニマムの基軸としての

全国一律最賃制

現行の地域別最賃制は国際基準からみても著 しく水準が低く、生活できる水準ではない。ま た、地域間で分断されており、「企業の支払い 能力」に配慮するため、ワーキング・プアの賃 金を底上げする役割を果たしていない。正規・ 非正規を問わず、単身者の最低生計費を保障す るナショナル・ミニマム(国民的最低限)の基 軸として位置づけ直す。

全労連・労働総研の実施した最低生計費調査 も参考としつつ、その水準を大幅に引き上げ、 かつ地域格差のない全国一律の制度とする。 2) 最賃は平均賃金の 50%以上

その水準は、最賃の「グローバルスタンダー ド」である平均賃金の 50%以上を日本において も実現させる。そのさい、

- 違反企業に対して「最賃以上への是正・引 き上げ」と、罰則を強化する。
- ② 最低賃金違反の低賃金を強要する下請単価の是正、賃上げを理由とする下請切り捨てなどの大企業の横暴を規制する制度を確立する。
- ③ 履行確保のために、労働基準監督官と機能 を強化した下請代金検査官の体制強化と相 互の連携をはかる(厚生労働省と中小企業 庁は最低賃金の底上げと中小企業支援を連 携してすすめる体制を確立しており、それ をさらに発展させる)。
- ④ 下請中小零細企業の振興に向け、税制などの助成措置を強化する。
- 3)当面の対策として、時給1000円以上を 実現する

そのさい「最低賃金法の改正」(2007 年 12 月) において最賃と生活保護との整合性における当局 提示の「ゴマカシ」の算定式(①労働時間②勤 労必要経費③生活扶助計算④住宅扶助額計算⑤ 公租公課率)を改め、最賃を異常に低め、最賃と 生活保護の乖離を意図している算定方式から実態 にあった正しい方式に改め、最賃額を引き上げる。

4) 生活保護の改悪を阻止する

政府は、最賃問題と関連させて、生活保護基 準の引き下げを不断に企ててくる。憲法25条 の「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権 利を守る=生活保護改悪の阻止は、全労働者の 賃金の土台を守ることでもある、と位置づける。

(4)「社会の再生産を可能とする賃金」 の保障の課題

30歳代以降の世帯形成年齢になっても低賃金 のまま、結婚をしたくてもできずに、単身生活 を続ける労働者が増大し、少子化に歯止めがか からない。次の世代の再生産のためにも、賃金 の個人単位化を前提として、世帯形成年齢にあ たる労働者には、男女を問わず、「社会の再生 産を可能とする賃金」を保障させる課題がある。

具体的には少なくとも「親1人が子ども1人 を扶養しながら、働き続けられる賃金」(2人世 帯賃金)が必要である。子どもの養育に関わる 無償の社会的サポートが十分でない現状を前提 とすれば、年額420万円・月額35万円程度が 目標額となる。第2子が誕生する30~35歳以 降の男女労働者に、この水準を上回る生計費が 保障されるよう、賃金交渉や社会保障制度の改 善要求をおこなう課題である。これは第2の最 賃要求であるが、賃金下落が著しい労働者層で は「標準賃金のモデル水準」の再構築政策の一 環になる。

なお、社会手当としての子ども手当、住宅手 当の確立、社会保険分野における普遍的保障の 実現(後述)の程度いかんでは「2人世帯賃金」 の目標水準は、子育て費用や住宅費、普遍的社 会保障によりそれらが社会化された場合、賃金 としての目標額は下方修正される。

(5) 男女平等・均等待遇を実現する課題

1) 同一価値労働・同一賃金原則の具体化

この原則を法律で明記するなど、実効性ある ものとする。具体的には以下のとおりである。

①労働基準法

この原則を実効性のあるものにさせるために、

同一価値労働同一賃金原則を労働基準法に明文 化させる。

②男女雇用機会均等法

- i 職場のなかで成果主義賃金化などを通じた 人事査定の手段によるさまざまな男女差別 をなくす。
- ii 外見上は性に中立でも現実にはジェンダー
 差別となる「間接差別」の禁止を雇用機会
 均等法に明記する。
- iii 省令に限定列挙して記載された3事例(1、 募集・採用に当たって一定の身長、体重、
 体力を条件とすること。2、「コース別雇
 用管理」における総合職について転勤を条
 件とすること。3、転勤経験を昇進の条件
 とすること)を廃止する。
- iv 「間接差別」になる「コース別雇用管理」 は廃止する。

2)「男女平等実施監視機関」(仮称)の設立

これらの男女平等の実効性を担保させるため に、企業の外部に、政府から独立し、権限のあ る「男女平等実施監視機関」(仮称)を設立させる。 当面は「雇用均等行政」とりわけ雇用均等室の 体制の抜本的な強化を図るとともに法違反や紛 争の解決に対しては是正命令を発することがで きる強い権限を認める。

3) 職務分析・職務評価について

同一価値労働同一賃金を実現させるとする職 務の相対的比較をおこなう技法(職務分析、職 務評価)の導入については、日本の賃金水準決 定機構の現状、賃金体系の実態、労使の対抗関係、 労働者・労働組合の合意形成等を踏まえてその 実現可能性を今後とも検討する。

- (6)非正規労働者の均等待遇・賃金改善の課題
- 1) 均等待遇原則の確立
- 現在の労働法制における「均衡」の表現を 廃止し、均等待遇原則を明確化する。パー トタイム労働法におけるパートタイムとフ ルタイムとの「均衡処遇」、労働契約法の「均 衡の考慮」など、抽象的で現状肯定的な条 文を抜本改革し、「均等待遇条項」を新設する。
- ② 企業内では正規と非正規の賃金体系の統一ないし統合をすすめる。そのさい、相互の労働時間をベースとして賃金水準を時間額で比較することを促進する。
- 2) 直接雇用・無期契約の雇用原則の確立
- 正規雇用(直接雇用・無期契約)を基本と する労働法制を確立し、非正規雇用を無原 則的に増大させた政策を見直す。具体的には、
- i 労働者を使い捨てにしてきた労働者派遣法 の抜本改正。
- ii 労働基準法における有期雇用の雇用期間の
 上限を1年に限定し、有期雇用を原則禁止
 とする規制をおこなう。
- iii 労働契約は、期間の定めのないものが原則で あることを労働契約法に明記し、有期雇用は 臨時的・一時的に雇用すべき合理的理由が ある場合に限る「入口規制」および一定条件 で無期契約に転化する「出口規制」をおこなう。

3) 非正規に適用されている市場賃金の改革

正規雇用とまったく同じ仕事または類似の仕 事であるのに、非正規の賃金は正規雇用より3 ~5割低い。これは正規が担っていた仕事(職務) の価値が、企業内の賃金体系の位置付けから外 され、外部労働市場の賃金相場に札の付け替え をおこなったことと同じこととなる。外部労働 市場規制をおこなわなければ非正規賃金は向上 せず、正規の賃金も引き下げられる。そのため、

- 民間の正規労働者の高卒初任給水準を単身 者の最低生計費に見合うように引き上げ、 その水準を最低限、パートなど非正規の市 場賃金のベースとさせること。
- ② 賃上げを非正規にも適用すること。
- ③ 非正規の賃金に正規の昇給や賃上げが連動 できるような措置をとりいれ、時給が上が らない仕組みを改革すること。
- ④ 同時に一時金(賞与)を非正規に適用させること、退職金を制度化するなどにより、
 正規との賃金格差を縮小させる。
- 4) 公契約条例

外部労働市場の規制、官製ワーキング・プア 防止の一環としてすでに述べた公契約条例を広げ、 公共入札における発注単価の水準を公正な基準に 改める。同時に、公務分野の非正規労働者に民間 と同じ法律を適用させ、「行政処分」による公務 だけの不利益を廃止させる。(具体的にはパート労 働法、整理解雇の四要件などの公務への適用など)

5) 公的資格の整備と最低賃率の形成

公的資格を整備し、資格を要件とする労働に 対する最低賃率が社会的に認められ機能する仕 組みを構築する。

- 公的職業資格と取得要件の整備、OJT(企業 内教育訓練)中心でなく、公的職業教育訓練 機構の拡充、資格を必要とする職種・職務の 明確化、公的資格とその処遇の最低基準の設定。
- ② 公的資格に対する処遇基準を職業紹介機構 に遵守させる仕組みをつくること。労働組 合がナショナルセンターから産業別、地域、

企業のすべての段階で、対応する経営側組 織と交渉、協議する場を探り、そこに行政 機構も関与させる取り組みの具体化。

③ すでに成立している公契約条例では、職種 別の賃金・報酬の下限額を設定するために、 労使代表の参加する審議会を設け、発注者 である自治体に調査審議の結果を答申する 制度を設けており、以上の仕組みを具体化 させる契機を提供しており、これを活用する。

(7)労働力の再生産を円滑にさせる法・ 制度改革の課題

以上の賃金水準引き上げ・公正賃金実現の課 題とともに、税制、社会保障・社会的給付、公 共サービスなどの分野で雇用形態、男女、若者・ 高齢者にかかわらず、労働力の再生産を円滑に させる日本の法・制度の改革を展望する。このこ とによって労働者・国民のなかの自己責任論によ る分立や分断、人間疎外状況から脱皮し、「人間 性を認め合うコミュニティ」の素地がつくられる。

1)税制

最低生計費非課税原則に基づき、基礎控除の 拡大により非課税限度額を当面年収180万円ま でに引き上げる。

2) 社会保険適用

非正規の社会保険適用を阻害している現行の年 収・労働時間基準を改め、労働者であれば、だれ でも被用者保険が適用される方式とする。ただし、 収入の低い層などには減免措置を講じる。EU諸 国で普及している最低保障年金の設定を展望する。

3)住宅費·教育費負担

① 住宅において高額な家賃支出の現状から居

住できない労働者・国民に対して、社会手 当としての住宅手当を導入し、家賃負担を 減少させ、若い世帯、低所得高齢者などが 安心して居住する環境を整える。

- ② 社会手当としての子ども手当を充実させる。
- ③ 教育費は、高校までは無償化を原則として、 私立高校には私学助成、奨学金の拡充を図 る。大学など高等教育は、当面学費の減免 措置、無償奨学金制度の拡充を図る。

グローバル化と賃金政策における 課題と国際連帯

1) 雇用の空洞化と TPP に反対

多国籍企業化による雇用の空洞化・低賃金化 に対して、空洞化を阻止し地域経済を守る取り 組みと同時に、低賃金化につながる労働者・国 民の利益を無視した市場開放(TPP)に反対する。

3ーロッパ、周辺アジア諸国の労働者との 連帯

ヨーロッパ諸国、周辺アジア諸国の労働者と 連帯する。そのために、当面アジアでの労働組 合間の協議を促進し、賃金水準の国際間格差縮 小に向けた取り組みを実施する。例えば各国の 賃金水準は異なるが、当面、最低賃金を平均賃 金の50%以上とするなどの課題を設定する。

3)「公正賃金」実現の課題

男女の賃金格差、非正規労働の格差是正の ために、各国の現状・運動の課題などについて、 情報収集、経験交流を活発化し、同時に国連・ ILO など国際機関との連帯を含め、日本の現状 を改革する。未批准の ILO 条約批准とそれに対 応する国内法制度の整備を促進する。

第3節 労働時間短縮の提言(案)

1 労働時間の推移と現状

(1) 依然として異常な長時間労働

日本の年間総実労働時間は 1985 年には 2110 時間であったが、09 年には 1768 時間と初めて 1800 時間を切り、2010 年も 1798 時間であっ た。この四半世紀の間に 300 時間余り減少し、 1800 時間弱となったことになる。しかし、個々 の労働者からすれば、労働時間が確実に減った という実感はないし、むしろ仕事はきつくなっ ているという労働者が多い。

なぜ日本の労働時間が1800時間を切るよう になったのかについては、すでに多くの指摘が なされているように、90年代半ば以降のパート タイム労働者をはじめとする短時間労働者の増 加が大きく寄与している。短時間労働者の増加 のもと、一人当たり平均労働時間が減少したに 過ぎないのである。フルタイム正規雇用労働者 に関してみれば、先進諸国中では依然として異 例な長時間労働国であることに変わりはない。

それでは、日本のフルタイム正規雇用労働者 は年間でどのくらい働いているのだろうか。総 務省「社会生活基本調査」(2006年)におけ る男性正規労働者の労働時間は週52.5時間で、 年率に換算すると2730時間となり、1950年代 の全労働者の年平均2719時間とほとんど変わ らない大きさである。また、総務省「就業構造 基本調査」(2007年)によれば、年間250日以 上就業する男性労働者のうちの「正規の職員・ 従業員」の51.8%は週49時間以上、25%は週 60時間以上も働いている。日本の労働者の働き すぎは依然として深刻な状況にある。週60時 間以上働く労働者の割合が大きく増えたのも 90 年代半ば以降の特徴である。

日本の労働時間問題の深刻さは、長時間労働 がフルタイム正規雇用労働者に限られていない ことである。非正規雇用労働者のうち、およそ 3割は週40時間以上就労する「フルタイム型 非正規雇用」であり、このなかには短時間のパー トやアルバイトをかけもちする人(ダブルワー ク、トリプルワーク)も含まれており、週49 時間以上の長時間労働をする非正規雇用労働者 が66万人もいるといわれている。

(2) 長時間労働の要因

こうした日本の長時間労働の背景には、所定 内労働時間の長さに加え、所定外労働時間の常 態化や年次有給休暇の未消化を前提とした経営 計画など、企業の貪欲な蓄積欲があると同時に、 法規制の不十分さや労働行政の機能不全、労働 組合の規制力の弱さがある。

所定外労働時間の多さの背景には、いわゆ る「36協定」による時間外労働や休日労働があ る。しかも、協定で定められる時間外労働の上 限規制は強行性のない非常に緩やかなものであ り、これをはるかに超える協定も多く存在して いる。法遵守を率先すべき経団連の会長・副会 長企業のうちにも、年間1000時間前後の残業 を容認する36協定を結んでいる企業が少なく ない。労働者の肉体的限界をはるかに超える36 協定の存在については、協定締結の一方の当事 者である労働組合の責任も大きい。

年次有給休暇の付与日数の少なさと取得率の 極端な低さも長時間労働の要因の一つとなって いる。日本はもともと、他の先進諸国と比べて 年次有給休暇の付与日数が少ないが、それにも 増して問題なのは、取得日数と取得率の低さで ある。1995年以降、年休の付与日数は17.8日 で推移しているが、取得率は1995年の55.2% から低下し続け、07年には46.6%にまで低下し、 その後もほぼ横ばいで推移している。

(3)長時間労働と健康破壊、過労死・過 労自殺

労働時間の長さと健康には密接な関係がある。 連合総研「勤労者短観」によると、長時間労働 を原因として体調を崩した経験がある労働者の 割合は、週実労働時間が50時間を超えると急 増する。

厚生労働省は2001年、「脳血管疾患及び虚血 性心疾患等の認定基準」を改正し、月80時間 以上の残業をしていることを過労死の認定基準 とした。これは、1日8時間、週40時間とし た場合、週60時間を超えると過労死ラインに 達することになるが、30~40歳台の男性労働 者のうち4分の1以上がこの水準を上回ってい る。いつ過労死してもおかしくない状態にある 「過労死予備軍」が大量に存在していることを 示している。

2 労働時間短縮とジェンダー平等 の課題

(1) 長時間労働が生活時間を圧迫

日本の長時間労働は、生活にどのような影響 を及ぼしているのだろうか。連合総研生活開発 研究所がおこなった調査によれば、日本の男性 の「退社時間」はアメリカ、フランスの男性よ りも約2時間遅く、女性の場合でも1時間前後 遅い。さらに通勤時間を加味した「帰宅時間」 では、アメリカ、フランスが18時05分、18 時04分となっているのにたいし、日本の男性 は20時12分である。女性でも日本はアメリカ、 フランスの女性より遅いばかりでなく、両国の 男性より1時間遅く帰宅している。

「退社時間」の遅さと通勤時間の長さは家事時 間を圧迫している。日本の男性の家事時間は15 分でアメリカの53分、フランスの30分と比較 して圧倒的に短い。女性の場合、他国と比べて 大きな差はないが、日本の男女比較では女性は 男性と比べて80分長い。他の国でも女性のほ うが男性より長い点は同じであるが、アメリカ、 フランスの男女差は46分に過ぎない。

長時間労働は育児時間をも圧迫している。日本の両親の子どもに関わる時間は82分で、アメリカの193分、フランスの139分と比べて著しく少ない。子どもの数が少なくなっていることも背景にあるが、少子化現象自体が長時間労働の帰結であることが見逃せない。

(2) 長時間労働のなかで「家事や育児 のために」仕事を中断

日本では、女性にとっても正規雇用で働くこ とは長時間労働が前提となっており、育児休業 も取得しにくいことから、出産後は仕事を辞め ることを選択させられている。三菱 UFJ リサー チ&コンサルティングのおこなった調査によれ ば、女性正社員が妊娠・出産前後に退職した理 由は、「家事・育児に専念するため」が 39%、「仕 事を続けたかったが仕事と育児の両立の難しさ でやめた」が 26.1% など、8 割が仕事と家事に かかわって退職している。

結婚や出産で退職を余儀なくされたあと、子 育て後に就業の場にもどる場合はパートなどの 非正規労働者としてである。女性の雇用形態を みると、正規雇用が 1985 年 67.9% だったの が、2010 年には 46.1% となり、非正規雇用が 53.9% となった。非正規労働者の7割は女性で ある。

こうしたなか、男女賃金格差も拡大している。 日本の労働者のうち年収200万以下は1000万 人以上いるが、男性労働者の9.8%がそうなの に対し、女性は42%がそうである。全体では 4人に1人が200万円以下であるが、女性では 5人中2人が200万円以下で働いているのであ る。男女賃金格差の要因には、正社員女性でも 男性社員はもちろん男性非正規より平均賃金が 低く抑えられているという問題があるが、結婚・ 出産によって非正規に追い込まれた女性の低賃 金問題も見逃せない。

(3)労働時間短縮はジェンダー平等課題の土台

男女平等というときに、同一労働同一賃金、 同一価値労働同一賃金を強調する向きもある が、長時間労働の是正と不安定な非正規雇用の 規制を土台として、正規・非正規間の時間当た り賃金などの均等待遇、処遇の均等待遇の課題 に取り組むべきである。同一労働同一賃金、あ るいは同一価値労働同一賃金原則でのたたかい は、賃金格差をある程度まで下支えする要素と なっても、長時間労働を前提とした職場環境の なかでは、職務の「違い」を持ち込まれれば、ジェ ンダー平等は完成できないのである。労働時間 規制をたたかう課題の基軸と位置づけることが 重要である。

3 労働時間短縮のための提言

(1)労働時間短縮の実現には要員の確保 が不可欠

日本の長時間労働の最大の要因は、仕事量に 比べて人員が絶対的に不足していることである。 長労働時間の要因についての調査を見ると、ど の調査にも共通しているのは、「人手が足りな い」「残業を織り込んだ業務運営になっている」 「年休を取ることのできない出勤率での業務運 営になっている」など、要員不足をその最大の 要因に上げていることである。

労働者の意識の面から見ても、今日では、長 時間労働肯定派は少数派になっており、長時間 労働を望まないのに受け入れざるを得ないと考 えている最大の要因は、やはり要員不足なので ある。このことは、労働時間短縮を実現するた めには、人員の確保が決定的に重要になってい ることを示している。今回のわれわれの「提言」 で掲げた要求を実現するためにも、労働時間短 縮と要員の確保を結んで取り組むことが決定的 に重要になっている。

- (2)労働時間短縮、夜勤制限、時間外労 働規制、年休完全取得など中長期的 な政策要求
- 1日拘束7時間、週休2日、週35時間制(拘束1日8時間・週40時間制)、時間外割増率は50%、深夜割増率は100%、休日出勤 割増率は100%。
- 2)時間外労働時間の上限規制(1日2時間、 週5時間、月20時間、年間120時間)。不 払い残業は労働基準法のほかに「サービス 残業根絶法(仮称)」を制定し、これへの 違反には支払うべき金額の100%の支払い

を罰則とし、摘発前2年間さかのぼること とする。中学生までの子弟を養育している 父母労働者の残業拒否権、介護すべき家族 のいる男女労働者の残業拒否権は他の労働 者の場合に優先される。

- 3) ライフラインの確保、医療・介護などの福祉活動、生産技術上やむをえない業種、旅客交通など、最低限必要な業種を除く深夜労働を禁止する。変則勤務は必要最低限に限られる。中学生までの子弟を養育している父母労働者には深夜業を原則禁止とするが、他に養育にあたる者があり、労働者自身が希望する場合はこの限りではない。介護を必要とする家族を持つ男女労働者に深夜業は禁止される。
- 4)上記2)3)の2つのケースでのこの権利 の行使による賃金・昇進などの不利益取り 扱いは禁止される。
- 5)やむを得ずおこなわれる変則勤務について、 終業と次回就業の時間間隔を最低12時間 確保すること。夜勤については、①常日勤 労働者の勤務時間を上回ってはならないこ と、残業は一切認められないこと、仮眠時 間を少なくとも2時間確保すること、②夜 勤回数は4週を通じて6回、連続操業職場 においては5組3交代制の確保・連続夜勤 の禁止・勤務間隔は16時間以上とするこ と、③変則勤務者・夜勤勤務者に対して健 康管理とそのための社会的支援(企業の責 任において交通機関の提供、昼間睡眠の確 保できる居住地・居宅の確保、夜食に適し た食事・飲料の提供、託児所その他のサー ビスなど)を徹底する。
- 6)年次有給休暇日数のILO第132号条約の批 准とその完全実施(年間3労働週、うち2

労働週以上の連続取得)。とりあえず現行 付与日数の完全消化を保障するために、有 給休暇の完全取得と有給休暇の保障は使用 者の義務とすることを労働基準法に明記す る。

- 7)作業基準に余裕時間を組み込み、標準作業時間についての職場労働者の合意権を確保する。
- 8) 産前産後の休暇に対する賃金保障は現行
 6割を8割とする(労働基準法第65条1、 2項)。
- 9)育児・介護休業について。育児休暇は賃金 保障を8割とし、現行最長6ヵ月を1年(最 長2年)に延長する。小学生の子弟を養育 中の父母労働者は育児時間を請求すること ができ、その権利の行使による賃金・昇進 などの不利益取り扱いは禁止される。現行 の介護休暇について、中学生までの子ども 1人について年10日の子ども休暇を創設 し、休暇目的に介護だけでなく子どもの病 気、各種学校事業にも認める。

介護休業について、現行 93 日を 183 日 に延長し、断続的な活用をできるようにす る。介護が必要な家族のある労働者につい て、残業拒否権を優先して認め、そのこ とによる一切の不利益取り扱いを禁止する。 またこれらの労働者についての住居の移動 を伴う配置転換・転勤は本人の希望があっ た場合だけに限定し、この権利行使による 差別的取り扱いは禁止される。

10)生産計画にともなう要員は、休日・休暇・ 休息時間を保証する上で十分な要員を確保 する。

(3) 当面の課題

以上が要求政策の骨子である。労働基準法改 正は、資本にとっても重大事項だから、当然大 きな抵抗が予想される。また、わが国では終戦 直後の8時間労働制を「拘束」8時間とする運動、 全労連を中心としたホワイトカラー・エクゼン プション導入阻止の運動など若干の事例はある ものの、時短闘争はこれまで十分には取り組ま れてこなかった。そこで、ここでは労働基準法 改正を実現する以前でも、これだけは、という 切実でかつ人道的要求にしぼり、社会的にも放 置されることが許されない課題をまず取り上げ ることにする。1つは過労死・過労自殺の絶滅 をめざす要求政策、2つ目はただ働き=サービ ス残業をなくす要求政策、そして3つめ、年次 有給休暇取得率の思い切った改善、さらに4つ めに、そのための ILO 条約批准の運動である。

1)過労死・過労自殺の絶滅をめざす

過労死防止基本法制定を求める100万人署名 運動がすすめられている。過労死家族の会、過 労死弁護団、21名の著名人による呼びかけで 2011年夏から署名運動が始まった。過労死問 題は基本的には労働時間の問題であり、日本学 術会議も 2011 年 4 月 20 日、「労働・雇用と安 全衛生に関するシステムの再構築を」という提 言を出し、そのなかで実態の分析とともに、労 働基準法の厳守、脱法的36協定のチェックな どをうたっている。交通事故が1995年に1万 人を超えていたのを 09 年には 5000 人を切るま で減らした。政府が呼びかけ、飲酒運転の罰則 強化やシートベルト着用の義務付け、道交法の 遵守などに積極的にかかわった結果である。過 労死も政府がまずこれをなくす宣言をだし、具 体的な対処策を講ずることが必要である。

 2)労働時間管理の適正化を求め、ただ働きを なくす

今の労働基準法と、政府が出してきている「基準」や「指針」、06年の「労働時間の設定に関する特別措置法」に基づいて、以下の項について厳守させる必要がある。

①職場の労働時間管理について

▽使用者は労働時間を適正に管理しているか。
▽労働時間は賃金台帳に適正に記入されているか。

▽割増賃金は適正に支払われているか。

- ▽自己申告制度が安易に利用されていないか。
 ▽労働時間の実態把握はタイムカードなど、
 客観的な記録によりおこなわれているか。
- ▽事業所ごとに労働時間管理責任者が置かれているか。
- ▽サービス残業が慣行化している職場で、それを是正するために業務体制や業務指示のあり方が見直されているか。

②労働基準法第36条協定に関して

▽時間外・休日労働をおこなう場合は36協定を締結しているか。

▽36協定は法定の要件を満たしているか。

- ▽時間外労働の限度に関する基準(1999年 労働省告示154号)に適合しているか。
- ▽変形労働時間・裁量労働制を適用している 場合、法定要件は確保されているか。
- ▽管理監督者の適用範囲は厳正に判断されて いるか。
- ▽残業手当を時間に関係なく定額や割増せず に支払っていないか。

▽36協定以上の労働時間の延長分について、

割増賃金を支払っていないということはないか。

▽休日出勤の代休が取れなくて、代休を何日 も残していないか。

③労使協議について

- ▽事業場に労働時間短縮を検討する労使協議 組織があるか。
- ▽過重労働による健康被害をなくすために安 全衛生委員会で労働時間の短縮について審 議しているか。
- ▽経営トップはサービス残業を根絶する宣言 を社内でおこなっているか。
- ▽企業内に労働時間の管理を適正におこなう ためのシステムの整備ができているか。
- ▽人事考課でサービス残業をしている人に、 無用な高い評価を与えていないか。
- ▽労働組合にサービス残業是正の相談窓口が あるか。

④産業医について

- ▽残業が月45時間を超えた場合は、産業医による健康管理についての助言指導を受けているか。
- ▽月100時間または平均で月80時間を超えた場合、産業医の面接による保健指導を受けさせているか。

以上の、職場からの要求と運動を重ねながら、 「サービス残業根絶法(仮称)」制定の対政府要 求を組織する。

3)年次有給休暇の完全消化を求める

病気欠勤が事前届出以外に認められていない 日本では、年休取得は本人・家族の健康維持の ための休暇すら取れないのが実態で、年休確保、 その消化拡大は暮らしの維持のためにも切実な 要求である。にもかかわらず取得率45%とい うのが現状である。国際的に見ても極めて低い。 年休完全取得を労働基準法でルール化すること を政府に求めながら、労働組合は事業場・職場 での生産計画に年休完全取得のための要員配置 について積極的に主張して、「年休の取れる出 勤率での生産計画」を厳密に労使協定で確保す ること、年末年始休暇や4、5月連休、お盆連 休との連動を見込んでの生産計画要求など、職 場労働者の要求に立って積極的に職場要求を組 織することが必要である。

4) 労働時間関連の ILO 条約の批准めざす

ILO 条約の基礎的な労働時間に関する条約、第1号(8時間労働日)、第47号(週40時間)、第132号(年次有給休暇)の批准をめざす。

第4節 「心身の健康を守る」提言 (案)

労働者の心身の健康を守るためには、職場で のいのちと健康を守る労働安全衛生の確立、す べての労働者の安全と健康が確保できる働く ルールの社会的な法規制(労働基準法・労働安 全衛生法の実効ある改正)が必要である。それ にいのちと健康を守る社会保障・社会福祉・公 衆衛生の改善と充実が不可欠である。

このためには、労働者と国民のいのちと守る 活動と運動を発展させることが決定的に重要で ある。(労働総研「21世紀労働組合の研究プロ ジェクト」報告書「5 今日における労働組合 の運動課題」第一に「労働者・国民の『いのち』 を守る活動を機軸にした運動を発展させること の重要性」を指摘)

労働者のいのちと健康・職場の 労働安全衛生の実態

現在、職場では安全を脅かす危険有害環境 のため労働災害は重大災害が続いている。また、 職場では派遣や下請労働者など非正規雇用労働 者へ置き換えがすすみ、安全衛生教育がおこな われず、職場の労働安全衛生が機能していない。 定期健診では有所見者(異常者)が過半数を超 える実態であり、健康障害になる過重な業務に よる脳・心臓疾患をはじめとする過労死は依然 として働く人の深刻な問題である。職場の過重 業務やストレスによる精神障害による過労自殺・ 自死も増え続けている。職場における心の病の 患者(うつ病など)、メンタルヘルス(心の健康) の不調・不全者の増大、パワーハラスメント(パ ワハラ、人権侵害の言動)が大きな社会問題と なっている。 この実態を生みだす職場の要因は、労働者の 心身の健康障害となる過重労働(時間外45時 間を超える長時間労働、不規則な勤務、拘束時 間の長い勤務、交替制・深夜勤務、劣悪な作業 環境下の労働、精神的緊張を伴う業務)と過度 な職場ストレスにある。

メンタルヘルス不調・不全、パワハラは、職 場の過重労働と人間関係の悪さの反映である。 それは成果主義・評価主義による労働者間の競 争、非正規雇用の拡大による労働者間の格差が 職場の人間関係の悪化になり強い職場ストレス となる。それと心身の健康障害となるゆとりの ない過重労働があわせて要因となる。

労働安全衛生とは、労働者が働くこと(労働) でケガや事故にあわず安全が確保され、衛生(生 命・生活を守る)とは心身の健康を守ることで ある。労働者保護の基本法である労働安全衛生 法の目的は、すべての事業所において労働者の 「安全と健康の確保」と「快適な職場環境の促進」 (労働条件改善)であり、事業所責任者である 事業者(主)には労働災害や労働による健康障 害防止措置と事業所の労働安全衛生体制の確立 を求めている。

この労働安全衛生体制は正規雇用労働者だけ でなく、非正規雇用労働者(派遣、有期契約、パー ト、臨時、請負、下請けなど)、また、事業所 規模50人未満の中小零細企業労働者、それに 個人請負・個別契約、一人親方など実質労働者 を含むすべての労働者とすべての事業所に確立 されなければならない。

現在の大きな問題は、非正規雇用労働者、中 小零細企業労働者、実質労働者や名ばかり管理 職、外国人労働者・実修生などの労働者に対す る労働安全衛生体制が全く不十分な状況に置か れていることである。

これらの要因は、日本経団連の労働者を犠牲 にする企業利益最優先の賃金削減、正規雇用か ら非正規雇用への転換、成果主義などの新自由 主義経済政策・新日本経営戦略と財界とアメリ カ最優先で労働者・国民保護を規制緩和した「構 造改革路線」の政治にある。

2 職場の人間関係悪化をもたらす労 働法制改悪や企業の労働者支配と たたかう

労働者の心身の健康悪化の要因は、長時間過 密労働とともに、財界の意向を受けた政府の雇 用政策や企業の労働者支配の変化がある。労働 者派遣法や労働基準法の改悪など労働分野の規 制緩和によって正規雇用から非正規雇用の転換 が推進されることになったが、この雇用政策の 変化は、正規雇用の枠を狭めることにより、労 働市場は買い手市場になり、正規労働者になる ための労働者間競争を激化させた。また、正規 労働者のなかに成果主義労務管理が持ち込まれ ることによって、成果をめぐる労働者間競争が それまで以上に激烈な形で組織された。こうし たなかで、パワーハラスメント、メンタルヘル ス障害など、これまで考えられなかった状況が 大企業、中小企業を問わず、職場にまん延する ようになってきたのである。

労働者の尊厳を守るためにも、財界や企業の 労働者間競争を激化させる雇用政策や労働者支 配と真正面からたたかい、こうした政策の転換 を求める取り組みが、労働者の心身の健康を守 るためにも重要になっている。

3 重要なことはすべての職場と労働 者に労働安全衛生の確立をはかる

雇用形態が正規・非正規、事業所規模が50 人以上・未満に関わらず、すべての事業所に、 法基準にもとづく労働安全衛生の専門家(総括 安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産 業医など)の配置と、これらの専門家および労 働者・労働組合が参加する安全衛生委員会設置 という労働安全衛生体制の確立が必要である。

それに非正規雇用労働者が参加する安全衛生 委員会の確立や労働者の意見を反映できる体制、 50人未満事業所でも労働者が参加し、すべての 労働者が労働安全衛生の対象として組み込まれ、 いのちと心身の健康が守られる事業所にするこ とである。

労働者は心身の健康を守り、安全を確保して 働く権利があり、事業者(主)は、「労働者の 安全と健康確保」責任と義務がある。そのために、 事業者は労働安全衛生(仕事でケガ・事故にあ わない安全確保、心身の健康を確保)の管理体 制をつくらなければならない。

労働者・労働組合は、職場で安全と心身の健 康を守るために、問題を解決する調査審議機関 である安全衛生委員会に半数参加(半数は安全 衛生の専門家・事業者側)して、職場の安全と 健康問題を解決し、労働条件を改善させる権利 をもっている。50人未満では規模に準じた安全 衛生の管理と労働者の意見を聞く機会をつくり、 事業者は安全衛生推進者と共に問題の解決に当 たらなければならない。

安全衛生委員会は、その活動を仕事・業務 の一環として、賃金保障をし(時間外は割増賃 金支払い)、委員会の開催は毎月1回以上、調 査審議内容はすべての従業員に周知徹底し、記 録は3年間保存である。また、安全衛生の専門 家を中心にした職場の安全衛生の巡視活動が安 全衛生規則で示されており、それは定期の安全 パトロール(安全管理者)、月1回の産業医巡 視、週1回の職場巡視(衛生管理者)などである。 これらは労働者委員の参加した安全衛生委員会 活動としてとりくむ必要がある。

安全衛生委員会は、労働者の安全と健康を守 るために安全と健康に関わるすべての課題を調 査審議する(第17~19条)。労働者が職場で いのちと健康を守り、過労死・過労自殺やメン タルヘルス(心の健康)不全・不調、労災・職 業病をなくし、労働災害を防止、健康で人間ら しく働くための必要な内容はすべて調査審議事 項である。

労働組合の労働安全衛生活動の 重要性

労働者のいのちと健康を守ることは労働組合 の原点である。労働組合にとって労働安全衛生 に関わる事項は団体交渉事項である。その上で、 さらに安全衛生委員会の活用を労働者・労働組 合の立場でいのちと健康を守るために活動を進 めることで労働条件の改善をはかることは、労 働者の正当な要求と権利である。この間、いの ちと健康を守る労働組合などの運動により、労 働安全衛生に関する法制度、労働行政は一定前 進してきている。

労働組合が労働安全衛生の要求と課題を労働 組合活動の中心にしっかりと位置づけ、労働組 合が主導的にとりくむ活動にすることが必要で ある。そのため職場で労働組合が労働者のいの ちと健康を守る労働安全衛生活動(以下「労安 活動」と表記)を強め、労安法にその基準が示 される職場の安全衛生体制の確立と労安活動の 強化、長時間過密労働・夜勤交替・変形変則勤 務などの過重労働の軽減と規制、労働(公務) 災害・職業病の労災認定・補償と予防、病気休 暇制度の充実、安全確保のため安全基準・作業 (労働)基準の作成と適正な作業管理、仕事に 関わる安全衛生教育の徹底、健康診断の受診・ 結果分析と事後措置・改善対応、採光・照明・ 騒音・換気・清潔など職場環境の適正化などを 安全管理者・衛生管理者・産業医などの専門家 と安全衛生委員会を積極的に活用して労安活動 をすすめ、労働条件と職場環境の改善につなげ てゆくことが重要である。

化学一般労連は、労安活動を労働組合の最重 要課題として位置づけ、労働条件改善と結び付 けてとりくんでいる。労働者・労働組合参加の 安全衛生委員会を職場改善の「最大のツール」 として、安全と健康をおびやかす「職場のワー スト3」を浮かび上がらせ、その改善を労安活 動と労働組合の活動ですすめている。労働者参 加の労安活動は、労働者を強くするとし、職場 の非正規雇用労働者を含めすべての労働者のい のちと健康を守るとりくみとして活動する。そ れに安全と健康にかかわる要求を化学一般労連 の産別統一要求として提起し、それを職場の労 働組合の労働協約にする運動をすすめている。 こうした労安活動と労働協約を結合したとりく みによって、労働条件の改善が質的に向上し「い いところは全部いい」状況をつくりだしている。

医労連では、看護師過労死裁判の労災認定 勝利判決(村上裁判)を力にして、健康が守ら れる職場要求として、勤務間隔の改善、看護以 外の業務も労働時間とする、労働組合参加の安 全衛生委員会で残業時間をチェック、産業医と の面談、仕事量の削減、すすんだところでは増 員を実現した。過労死勝利判決と医労連のいの ちと健康を守る運動は看護協会をも動かし、協 会に法令順守、時間外の削減、不払い労働の根 絶、安全衛生体制の確立などを提唱させた。そ れに厚労省の5局長の看護職員の改善通知を出 させ、夜勤の残業規制、勤務間隔を12時間以上、 残業の規制と労働時間管理の徹底をすすめてい る。この通知をもとに夜勤協定・残業協定を結び、 合わせて安全と健康確保から安全衛生委員会を 活用して、いのちと健康を守る視点から労働条 件の改善をすすめている。

生協労連は、50人未満の事業所にも労働安全 衛生を位置づけること、それに生協職場のメン タルヘルス不全の要因にパワハラがあるとして、 労働組合と安全衛生委員会で実態調査をすすめ 問題点をあきらかにした。理事会側にパワハラ 対策の実施を迫り、相談窓口の設置、管理者教育、 職場対応マニュアル作成をすすめ、労働組合が 主導的に労働安全衛生体制と活動をおしすすめ ている。

全教加盟の川口市教組では、教職員の職場 に「ローアンの風が吹く」活動をすすめている。 市のすべての小中学校職場(50人未満も)に(安 全)衛生委員会をつくらせ、病気休職者を出さ ない労安活動とその体制づくり、勤務労働条件・ 職場環境の改善と教職員の心身の健康を守る活 動を専門家の協力を得て労安活動としてすすめ ている。これは小規模事業所(50人未満)でも 労働者・労働組合が位置づけてとりくめば前進 できることを示している。

全建総連傘下の首都圏の土建労組では、建設 業の労働災害の焦点になっている悪魔の鉱物ア スベスト暴露被害の労災認定と改善に全力をあ げ、いのちと健康を守るのは労組の原点として ねばり強くすすめている。

JMIUでは、「安全の確保」を最優先した

職場の安全管理体制を充実させることを共同 (労使、地域)した安全パトロール活動ですすめ、 安全衛生委員会を形だけにしないよう労働組合 が位置づけ、職場改善につながる労安活動にす る努力がされている。それに労働安全衛生をJ MIUの統一要求としてすべての職場でとりく めるようにしている。

これらのすすんだ労働組合の労安活動で共通 することは、労働者のいのちと健康を守ること は労働組合の原点であるとして位置づけ、労働 者の健康と安全の要求を団体交渉で要求し、そ の実現をはかり労働協約にして職場の労働条件 改善をすすめていることである。そして、この こととしっかりと結合して労働者・労働組合が 参加する安全衛生委員会を、労働者の立場から 有効に活用して労働条件の改善をすすめている ことである。

5 緊急な労働組合のメンタルヘルス (心の健康)対策

現在、労働組合の共通課題である職場のメン タルヘルス対策で重要なことは、心の健康の不 調・不全やパワハラ、心の病が職場の要因(労 働内容、職場環境、人間関係など)にあり、そ の改善のためには労働組合の活動がきわめて重 要であることを位置づけることである。

そのため、労働組合で複数の担当者や対策部 をつくり、労働者のプライバシーを守りながら、 問題を抱えている人に親身に相談にのり、労働 者の治療、療養から職場復帰まで援助すること である。心の病の労働者がでた時は、病気休暇 の保障、欠員の補充の確保が必要となる。労働 者が長期の療養の場合には、長期療養休職の保 障、生活費・治療費の保障、欠員の補充、職場 復帰の援助、リハビリ勤務・段階的就労の保障

36

が必要となる。そのため労働組合が事業者(主) と交渉し、労働者の権利確保のための労使協定 が必要となる。

不幸にして労働者が職場要因による精神障害 や過労自殺した場合は、被災者本人、家族を救 済するために労(公)災認定のとりくみと合わ せて、次の被災者をつくらない予防のとりくみ を職場・労働条件改善と一つにしてすすめるこ とである。

労働組合のメンタルヘルス対策で重要なこと は、労働条件改善と労安活動を結び、特に労働者・ 労働組合が半数参加の安全衛生委員会でメンタ ルヘルスの課題を積極的に取り上げて、職場実 態調査、学習教育活動、相談活動と労働者の援 助活動をすすめることである。

厚労省の職場のメンタルヘルス指針の「心の 健康づくり計画」の策定を、労働者・労働組合 の意見を反映させてつくらせ、それは心の健康 づくりの体制の整備、職場の問題点の把握、必 要な人材の確保、労働者のプライバシーへの配 慮が柱になる。

それに心の健康づくりの4つのケアを職場に しっかりと根づかせることである。それは、労 働者によるストレスの気づき、ストレスへの対 処、自発的な相談のセルフケア、管理監督者に よる職場環境などの改善、個別の相談対応のラ イン(職制機構)によるケアである。さらに産 業医、衛生管理者による職場環境などの改善、 個別の相談対応、ネットワークの形成、ライン によるケアへの支援、教育研修の実施など産業 保健スタッフ(専門家)によるケアである。そ れに職場外の公的な機関、専門家によるサービ スの活用、協力体制の事業場外によるケアであ り、これらは、安全衛生委員会で審議して体制 を整備する必要がある。 職場で労働者の心の健康を守る労働組合の重 要な課題は予防のとりくみである。それは、一 人の心の病をださない第一次予防が基本であり、 それには職場の実態を調査し、メンタルヘルス 不調・不全になる要因をなくすことである。

労働組合が主体となって安全衛生委員会を活 用して労働安全衛生教育、メンタルヘルスの基 礎知識と予防教育を実施し、労働者一人ひとり が正しい知識を持ち、問題がおきた時に適切に 対応できる必要がある。

次に、早期発見、早期治療の二次予防であ る。メンタルヘルスのチェックや定期健康診断 時などで早目に心の健康の不調・不全に気がつ くこと、それに気軽に利用できる相談員や相談 室、カウンセラーや医師、専門家の確保と連携 が必要である。

最後に、再発防止、職場復帰の第三次予防 である。治療に専念し、主治医、職場の産業衛 生スタッフ、復帰職場、家族と相談・連携し て、段階的に職場復帰できる援助プログラムが 必要である。この職場復帰支援では、厚労省の 「心の健康問題により休業した労働者の職場復 帰の手引き」にある第一ステップ:病気休業開 始および休業中のケア、第二ステップ:主治医 による職場復帰可能の判断、第三ステップ:職 場復帰の可否の判断および職場復帰支援プラン の作成、第四ステップ:最終的な職場復帰の決 定、そして第五ステップ:職場復帰後のフォロー アップを安全衛生委員会の審議をふまえて、労 働者が確実に職場復帰できるよう具体化するこ とである。

6 心身の健康が守られる労働時間規 制と働くルールの社会的確立

労働者の心身の健康を守るためには、健康

37

障害の要因となる過重労働をなくすことである。 健康で人間らしく働き生きるためには、心身の 疲労回復・健康保持のための7時間基準の睡眠、 心身の健康保持のためバランスのとれた栄養確 保のため3度の決まった時間での食事、自分と 家族のために人間らしく生きる自由な時間が必 要である。

1日8時間労働制はこのことを保障する。8 時間労働制は、「8時間働き、8時間眠り、8 時間は自分と家族の人間らしい生活のために」 という国際的な労働時間基準で、ILO 第1号条 約である。

日本はこの条約を含め労働時間に関わる条 約を一つも批准していない。心身の健康を守り、 人間らしく働き生きるためにも、いま日本で8 時間労働時間制の確立による長時間の過重労働 をなくすことが大原則であり、そのため ILO 一 号条約をはじめ 14 の労働時間条約の批准を政 府の基本方針として掲げさせ批准させてゆく必 要がある。

当面、時間外労働規制は、最低「大臣告示」 にある月45時間、年間360時間にすること、 厚生労働省の「過重労働による健康障害防止」 でも「時間外が月45時間を超えると心身の障 害につながり」残業は月45時間以内としている。

勤務と勤務の間隔を連続する休息時間として 最低12時間確保することが必要である。これ は心身の健康を守るために最低必要な7時間単 位の睡眠と食事・入浴などの日常生活をするた めである。これはILO 夜業条約・EU 指令の国 際基準でもある。年次有給休暇は一定日数の連 続取得と完全な取得保障、そのために必要な要 員・人員の確保が必要である。

心身の健康を守るために必要な睡眠、食事、 人間らしい生活に多くの障害をもたらす変形労 働制・フレックスタイム制・裁量労働制は週所 定労働時間40時間の範囲で1日所定1時間の 延長を限度とすることが必要である。

それに人間の生体リズム(昼間働き、夜眠る) に逆行し、心身の健康障害の要因の有害業務・ 過重労働である夜勤・深夜労働をきびしく法的 規制することが必要である。多くの過労死事案 でも夜勤交代の長時間労働がその要因である。

このため、深夜労働を含む交代制勤務は社会 的に必要なものに限り、労働基準監督署の許可 制とすること。また、公益上、生産技術上夜勤 労働がやむを得ない場合は、労働者の健康と生 活を保護するために、労働時間や休憩・休息時間、 仮眠時間、休日・休暇、交代制シフトを ILOや EUの国際的な夜勤労働基準をふまえて法制度 上規定することが、1日8時間労働制の確立と 合わせて日本では労働者の「心身の健康を守る」 ために必要である。

日本ではILO187 号条約(労働安全衛生の促 進的枠組み条約)を批准し、これを活用した労 働安全衛生の活動は前進している。しかし、国 際労働安全衛生基準である 155 号条約は批准 していない。この条約は、健康とは「安全確保 や就業に関連した疾病にならないこと」だけで なく、「安全と衛生を確保するために、身体的、 精神的な健康に影響を及ぶす就業上の要素をな くし、予防すること」の重要性、そのために「十 分かつ適切な監督制度と法令違反に対する必要 な制裁」を求めている。この条約を批准して法 整備をはかり、すべての労働者の安全と健康が 確保される権利保障を法制度上も確実なものと することが必要である。

それに加え、労働基準法・労働安全衛生法な どの労働者保護行政の徹底と違反事業所への罰 則強化、労働行政の指導を強化するために労働 基準監督行政の充実が必要である。そのため労 働基準監督署の統廃合をやめさせ、「地域主権」 の名による労働者保護行政の解体を許さずに、 労働基準監督官などの労働行政に関わる職員の 増員と労働監督行政強化が必要である。

7 労働者の心身の健康を守るための 提言

労働者の心身の健康を守るために必要なこ とは、働くもののいのちと健康を守る全国セン ターの「働くもののいのちと健康を守る政策制 度要求」・総会方針(2010~12年)、全労連大 会方針・評議委員会方針(2010~12年)、日 本学術会議・労働環境と働く人の生活・健康・ 安全委員会提言「労働・雇用と安全衛生に関わ るシステムの再構築を」(2011年)をふまえて まとめると以下の提言となる。

- 1日8時間労働制の確立。
- ② すべての労働者の労働安全衛生管理体制の 確立。
- ③ すべての労働者が参加する労働安全衛生体 制(安全衛生委員会)の確立。
- ④ 職場の安全を脅かす危険有害環境改善のための法制度と労働行政の強化。
- ⑤ 労働組合のいのちと健康を守る労働安全衛 生活動の強化。
- ⑥ パワハラやメンタルヘルス障害の根絶など 労働者の心身の健康が守られるための労働 基準法・労働安全衛生法の改正。
- ⑦ 国際労働安全衛生基準である ILO 条約の批 准と国内労働法の整備。
- ⑧ 当面の不払い労働根絶・時間外労働規制、 年次有給休暇完全取得、勤務と勤務の間隔 を最低12時間確保、夜勤と変形・変則・

裁量労働を規制する運動の強化、病気休暇 制度の充実。

⑨ 働くもののいのちと健康を守るため労働安 全衛生の調査・研究、教育体制の充実。